

市町村における児童家庭相談と女性相談との連携の必要性についての研究 —女性相談員が所属する家庭児童相談室での事例検討からの考察—

○ 聖隷クリストファー大学大学院社会福祉学研究科博士前期課程 氏名 灰谷 和代 (8219)

キーワード： 家庭児童相談室 児童家庭相談 女性相談

1. 研究目的

2010年12月19日、横浜市内において1歳2カ月の女兒が虐待によって死亡した事件が発生した。児童虐待死亡事例検証報告によると、実母は実父からのDVがあり、市はDVケースとしても対応していたが、担当した女性福祉相談員（女性相談員）はDVと虐待問題との関連性を検討する機会もなく、組織内連携が十分にできてなかったのではないかと示唆された。（平成22年度児童虐待死亡事例検証報告書：2011横浜市児童虐待による重篤事例等検証委員会）つまり、市はDVによる崩壊家庭であると情報を得ていながら、児童家庭相談担当とDV相談担当の連携が不十分であったこともあり、結果として虐待死亡事件の発生を未然に防止することができなかった、と考えられる。よって、本研究では市町村における児童家庭相談の虐待相談への対応に役立てるために「子どもの安全を守る」児童家庭相談側の立場と、「母親の支援をする」女性相談側との連携の必要性を明確にすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

2004年、児童虐待防止法と児童福祉法の改正によって、市町村が児童家庭相談の第一義的な役割として位置づけられた。また、同時に児童虐待の定義の見直しが行われ、ドメスティックバイオレンス（DV）を児童に見せることも「心理的虐待」として定義された。もちろん、市町村児童家庭相談援助指針（厚生労働省2006）第3章の相談種別ごとに対応を見ても、市町村は虐待相談のみではなく、子どもや家庭についての広範囲の児童家庭相談を受ける窓口であることがわかる。「市区町村の児童家庭相談業務等の実施状況等について（平成22年4月現在）」（平成22年12月22日：厚生労働省）によると、平成21年に全国の市町村が受けた児童家庭に関する相談受付数は約28万4,654件、うち児童虐待に関する相談受付数は56,219件、相談を受け付けた後、具体的な援助内容を決定した相談対応数は約29万件、うち児童虐待に関する相談対応件数は57,299件となっていて、いずれも前年比よりも増加傾向にある。今回、特に市区町で児童家庭相談業務の役割を担ってきた、家庭児童相談室に配属された女性相談員の視点から、各家庭や保育・教育現場等から家庭児童相談室へ持ち込まれた相談事例の中で、特に児童家庭相談と女性相談との連携が必要であった典型的な虐待相談事例について、児童家庭相談側の対応と女性相談側の対応を検討し、児童家庭相談と女性相談との連携の必要性をより明確にする。

3. 倫理的配慮

検討事例にあったては、事例内容の個人が特定されないように十分に配慮し、また、日本社会福祉学会の研究倫理指針に従うこととする。

4. 研究結果

以下、女性相談員が所属している家庭児童相談室での典型的な事例でまとめてみた。

事例1：児童虐待相談の中でDVが判明した事例。A（女児：3歳）が母親（28歳）から虐待（ネグレクト）を受けている疑いがあると家庭児童相談室にAが通園する保育園から通告が入る。早速、家庭訪問し、Aの安全確認と母親から話を聞く。Aは、小柄で衣服にもひどい汚れが見られたが、不自然な痣等は見られなかった。母親は表情が乏しく、母親の顔に不自然な痣を発見。痣の理由を尋ねると「夫に殴られた」と答えた。

児童家庭相談の対応としては、児童に関しての調査を開始、調査結果によっては、児童相談所送致を検討する。母親を女性相談へつなぎ、女性相談との連携していく。

女性相談の対応としては、母親の話を傾聴し、母親の状況を把握。状況に応じて母子での一時保護を検討する。児童家庭相談と連携していく。

事例2：DV相談の中で児童虐待が判明した事例。B（30歳）から、夫のDVに悩んでいる、将来的には離婚したいと来所相談あり。Bには、K（男児8歳）とY（女児5歳）の子どもがいて、夫からKへの虐待（身体的虐待）があることが相談途中でわかった。

女性相談の対応としては、児童家庭相談対応者に通告し、相談に同席を依頼する。母親の状況を把握し、状況に応じて母子の一時保護や離婚手続きの説明等の対応をする。児童家庭相談と連携していく。

児童家庭相談の対応としては、児童と児童虐待の状況に関しての調査を開始、調査結果によっては児童相談所送致を検討する。

以上の2つの事例から考えられる効果としては、ひとつの事例に対して、それぞれの立場で「子どもの安全」と「母親支援」という役割分担ができてきていること。課題としては、同じ相談室に所属していることで、それぞれの困難な部分に素早い対応や密な連携ができる反面、役割分担をしているとはいえ、同じ相談室に所属しているため、相談者との関係が悪くなった場合の支援が途絶える可能性が高い。

5. 考察

今回は、女性相談員が所属する家庭児童相談室での虐待相談事例に焦点をあてたが、女性相談員が設置されていても家庭児童相談室に配属されていない市町村もあれば、現在、市町村では必置にはなっていないため、女性相談員そのものが不在の市町村も多い。児童相談を対応する家庭相談員を兼ねている場合もある。それぞれの市町村の状況に応じたの違いや女性相談員の実態についても調査する必要がある。また、「母親の支援」の対応が女性相談で可能となっても、「父親の支援」については、どのように進めていくか課題が残る。